

【講演】

性犯罪防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口

松浦賢長

福岡県立大学理事・教授

目次

はじめに

- 1 福岡県性暴力根絶条例
 - (1) 制定・具体化・施行の時系列
 - (2) 条例の目的と特色
 - (3) 条例の具体化
- 2 条例に基づく施策の実績
 - (1) 教育・啓発活動
 - (2) 性暴力被害者支援
 - (3) 性暴力加害者対策
- 3 性被害防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口

はじめに

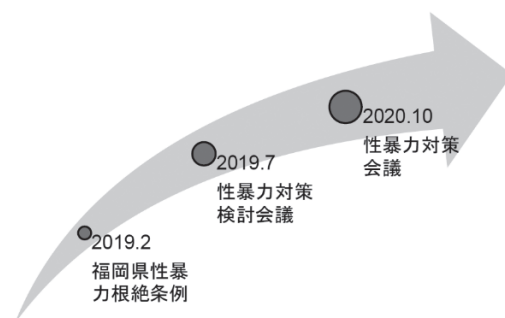
皆さんよろしく申し上げます。福岡県立大学の松浦賢長と申します。では、2年ぶりになりますけれども、「性犯罪被害者のために何が必要か、何ができるか（再び）」ということで、私は最後のスライド2枚を使って性被害防止教育や性教育が福岡県でも始まっていますので、そちらから考える被害者支援というところを最後に少しかけ加えて、前半・中盤については前回の2年前にご紹介した条例に基づく具体的な施策が走り出して2年目になっていますので、そちらの実績等をご紹介させていただければと思います。よろしく申し上げます。

1 福岡県性暴力根絶条例

(1) 制定・具体化・施行の時系列

まず時系列的なところを図で示しました。2019年2月に福岡県では性暴力根絶条例がつけられました。これは議員提案によってつけられたものです。その後、その年に性暴力対策検討会議というのが行われまして、こちらはインテンシブに行われた、いわゆる条例の具体化に関する会議で、ちょうどこの後、2020年2月に京都産業大学でのシンポジウムに参加させていただきました。その後、今度は性暴力対策検討会議が役

福岡県の取組み



目を終えて、いよいよ施策を展開していく、その中で性暴力対策を回していくという趣旨の性暴力対策会議が2020年10月から始まりました。

(2) 条例の目的と特色

福岡県性暴力根絶条例は議員提案によって令和元年2月に可決されましたが、このような模式図になっています。性犯罪をはじめとする性暴力を根絶して、性被害から県民等を守る、と。依然、福岡県は性犯罪が比較的多い県となっています。右側が性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶および被害者の支援に関し、基本理念および基本方針等を規定する、と。下は県民が安心して安全に暮らせる地域社会の形成ということで、これはすべての福岡県民の願いですけれども、こういう社会の実現に向けた条例になっています。

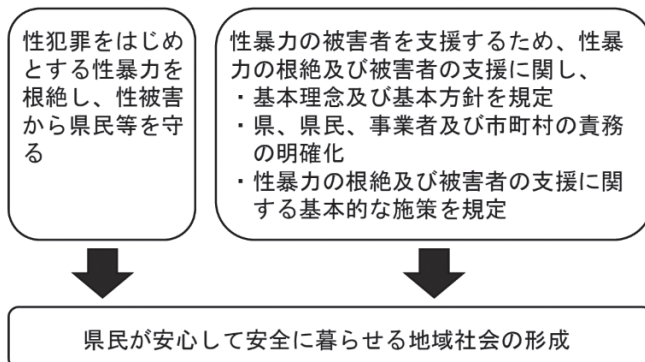
条例の特色は、本当はこれ以上ありますが、取りあえず全部で6つ、①から⑥まで示させていただきます。①法令および条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定しました。また、②学校における性暴力根絶および性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を実施するというのを第11条で規定しています。③性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口を設置する、性暴力被害者支援センター・ふくおかの体制を強化していくということになります。④18歳未満の子どもへの強制性交等、あるいは強制わいせつなどの性犯罪で服役した受刑者が出所して県内に住所を定めた場合、氏名と連絡先を知事に届けるように義務付けるといったものがあります。そして⑤元受刑者からの申し出、または知事の勧奨により、再犯防止指導プログラムや治療を受けることができるよう支援する枠組みをつくるというのが第18条です。⑥再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置するというのが第19条で規定されています。

(3) 条例の具体化

検討会議については、前回のシンポジウムでもお示ししましたが、検討会議の下に部会が3つつく

<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/topics/gaiyou-310415.html>

福岡県性暴力根絶条例 (令和元年2月可決：議員提案)



福岡県性暴力根絶条例の特色

- ①法令及び条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定 ⇒第2条
- ②学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施 ⇒第11条
- ③性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口の設置（現在の性暴力被害者支援センターの体制を強化） ⇒第14条
- ④子ども（18歳未満）への強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所、連絡先、罪名等を知事に届け出るよう義務付け（刑期満了の日から5年を経過する日時まで） ⇒第17条参照
- ⑤元受刑者からの申し出又は知事の勧奨により、再犯防止指導プログラムや治療を受けることができるよう支援 ⇒第18条参照
- ⑥再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置 ⇒第19条参照

<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/topics/gaiyou-310415.html>

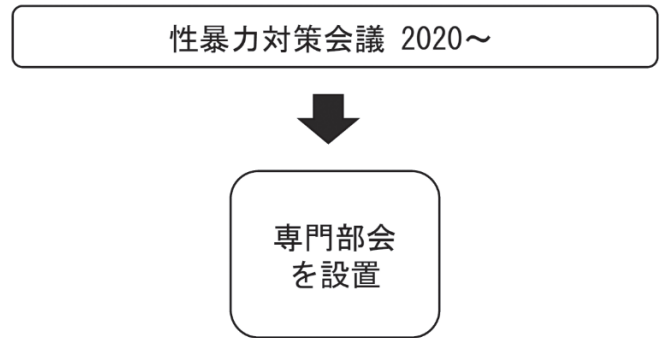
性暴力根絶条例の具体化



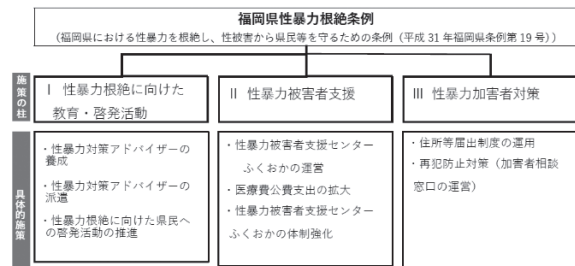
られました。教育・被害者支援部会、加害者対策部会、そして性暴力対策調査研究部会です。現在、新たな性暴力対策会議の下、専門部会がつい先日に設置されて動いています。こちらは主に、いわゆる性被害防止教育に関する専門部会になっています。

こちらは2020年からの、いわゆる具体的施策体系を示したものです。福岡県の性暴力根絶条例の下、施策の柱が3つに分類されています。1つ目はいわゆる教育・啓発活動、2つ目は被害者支援、3つ目は加害者対策です。1つ目の教育につきましては3点、具体的施策が盛り込まれています。性暴力対策アドバイザーの養成、またその派遣、そして県民への啓発活動です。真ん中の被害者支援につきましては、性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営ならびに体制強化、そして医療費公費支出の拡大が主となっています。右側の性暴力加害者対策は、先ほどありましたとおり、住所等届出制度を運用するということと、再犯防止対策の相談窓口等を運営するということになっています。具体的に、1・2・3の順で実績等をご紹介します。

性暴力根絶条例に基づく施策展開



福岡県性暴力根絶条例に基づく具体的施策の施策体系



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

2 条例に基づく施策の実績

(1) 教育・啓発活動

まず1番目の教育について、まず性暴力対策アドバイザーを養成するための講座を実施しています。こちらの受講対象は臨床心理士さん、県の臨床心理士会、もしくは性暴力被害等の支援の関係機関から県に推薦された方、もしくは現役のスクールカウンセラーのうち希望される方となっています。対象者はこの下の米印に書いてあります、4つの教育分野、および教育の方法——全部で5つになりますが——講義を受講し、各講義の到達テストをもって合格——中には合格されない人もいますが——、受験していただくということになっています。この4つの教育分野とは何かというと、こちらも条例の11条に示されていますが、1つ目が人権等に関する教育、2つ目がいわゆる性の仕組み、体の仕組み等に関する教育、3つ目が心理学

性暴力対策アドバイザーの養成

性暴力対策アドバイザー養成講座の実施

- ・受講対象は、県臨床心理士会若しくは性暴力関係機関から県に推薦された者又は現役のスクールカウンセラーのうち養成講座の受講を希望する者
- ・対象者は、条例に規定された4つの教育分野(※)及び教育の方法についての講義を受講し、各講義の到達テストを受験

※条例に規定された4つの教育分野(性暴力根絶条例第11条第2項)

- I 性差別等人権に関する教育
- II 体や性の仕組みに関する教育
- III 性に関する心理学的見地からの教育
- IV 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

- ・全ての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付

- ・修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして活動する意向がある者を性暴力対策アドバイザーとして登録し、委嘱状を交付

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

的な見地からの教育、4つ目がいわゆる被害の実情等に関する教育になっています。すべての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付しています。また、修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして、いわゆる学校での授業等、性被害防止教育に参画したいという活動をする意向がある者を性暴力対策アドバイザーとして登録し、委嘱状を県から交付しています。

その実績について、こちらは令和元年から先行しましたので、こういう形でアドバイザーの養成数が出ています。受講者数がこれまでの養成講座で167名、修了者が159名、そのうち委嘱者数、委嘱を受けた者が53名となっています。

また、各学校は、まず公立学校から全校実施に向けて動いているところです。コロナもあってなかなか対面で現地での授業は難しいところでしたが、このような形になっていまして、令和3年度10月末現在の実績は小学校の高学年で75校、中学校で24校、高校で19校、特別支援学校で1校、119校が対象になっています。予定につきましては、今年度はまだ10月末締めめのデータですので、それ以降の約5カ月間でどうなるのかというのは下の枠囲みに入れていまして、ご参照いただければと思います。

(2) 性暴力被害者支援

さて、こちらは被害者支援について、われわれは性暴センターと呼んでいますが、被害者支援センター・ふくおかの運営状況です。電話相談と直接支援の実績がここに書かれています。令和元年度、そして令和2年度と、数値が大きく伸びているのが分かります。令和元年度から増加傾向が見られるということになります。また、その内容は強制性交等、そして強制わいせつが主たるもので、そのほかの性的被害を含めて、電話では2,000件近いところがあります。

相談対応の体制は他の都道府県と似ている部分もあるかもしれませんが、24時間365日で相談員は平日の昼間帯に3名、夜間帯に2名が詰めています。コーディネーターは1名、そして精神科医が月2日、弁護士が月2日、そして心理職が月15日で1名ずつ入っているという状況です。

性暴力対策アドバイザーの養成

【実施結果】

	受講者数	修了者数	委嘱者数
令和元年度第1回 (令和2年3月)	53人	49人	28人
令和2年度第1回 (令和2年10月)	27人	24人	10人
令和2年度第2回 (令和2年3月)	31人	30人	15人
令和3年度第1回 (令和3年11月)	56人	56人	(受付中)
計	167人	159人	53人

※過年度修了者についても随時委嘱者の登録を受付中

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

性暴力対策アドバイザーの派遣 / 派遣実績

・令和4年度からの公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校での全校実施に向け、今年度中に第2回目の養成講座を実施し、アドバイザー数を増やす。

	公立				私立			その他	合計
	小学校 高学年 ※1	中学 ※2	高校 ※3	特支	小学校 高学年	中学 ※3	高校 ※3		
令和2年度	16	6	5	4	-	1	-	1	33
令和3年度 (10月末)	75	24	19	1	-	-	-	-	119

※1 義務教育学校含む ※2 義務教育学校、中等教育学校含む ※3 中等教育学校含む

令和3年度案指予定 (令和3年10月末現在)
 ○公立小学校高学年 (5、6年生) : 101校
 ○公立中学校 : 40校
 ○公立高等学校 : 30校
 ○公立特別支援学校 (知的) : 5校
 計176校

性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営 i

○ 相談・支援件数

令和2年度の相談・支援件数は、5,353件。令和元年度から再度の増加傾向

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
電話相談	289	429	1,041	1,244	2,380	2,306	2,502	5,073	15,264
直接支援	22	57	155	159	325	250	257	280	1,505
計	311	486	1,196	1,403	2,705	2,556	2,759	5,353	16,769

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

こちらは被害者支援の公費支出の拡大についてです。被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、いわゆる公費支出を実施するという一方で、こちらは医療費としまして産婦人科、そして精神科への受診、診察・治療が含まれています。産婦人科の医療費は県医師会協力の下、35の医療機関が協力機関として連携していただいています。令和2年度に公費支出の対象を拡大して展開しているところです。性感染症の検査だけにとどまらず、裂傷の一次的処置費、その治療費、またいわゆる人工妊娠中絶費用にも追加がなされています。精神科も県医師会の協力の下、23の医療機関に協力をいただきまして、被害者のメンタルの支援を公費支出するという事になっています。

実績は下の表に書いてありますとおり、令和2年度では産婦人科が41件、令和3年度は途中で15件、精神科は9件、8件とそれぞれなっています。

(3) 性暴力加害者対策

さて、こちらは住所届出の仕組みについてです。こちらは、いわゆる子どもへの性犯罪の加害者が刑期を終えて出てきて、そして福岡県内に住居を定めた時に、知事に届けてくださいというもので、これはまず制度を周知するということが大切です。制度周知については、福岡県から法務省に対し、まず全国の刑事施設や保護観察所の施設内にポスター掲示や対象者への制度周知を依頼しています。また、もちろん県のホームページにも制度周知していただき、そのほかチラシや、あるいはマスメディア等を使ったものを行っています。

届出件数の表を見ていただきますと、令和2年度で8件、令和3年度で6件、計14件になっています。こちらは刑法違反、そして児童福祉法の違反、そして児童買春・児童ポルノに関する法律の違反になっています。こちらは母数がどれだけあるのかというのが私もちょうどつかめていませんので、また今後、どの程度の方がここに登録されているのかという大まかなところをつかんでいきたいと考えています。

こちらは加害者の相談窓口です。平日の昼間帯に行っていますが、精神保健福祉士と臨床心理士、精神科医も含めた支援体制で成り立っています。

相談内容はこのようになり多岐にわたっています

性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営 ii

被害者個別相談・支援件数

	電話相談				直接支援			
	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害	その他の被害	強制性交等	強制わいせつ	その他の性的被害	
H30年度	552	1,042	433	104	424	133	112	5
R元年度	906	899	303	127	267	177	73	7
R2年度	1,786	624	869	100	1,694	159	113	8

- 相談対応の体制
- 受付時間：24時間365日
 - 相談員（平日9～17時）：3名、（夜間・休日）：2名
 - コーディネーター（社会福祉士経験あり・常勤）：1名
 - 精神科医（月2日）：1名、
 - 弁護士（月2日）：1名、
 - 心理職（月15日）：1名

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku/kaigi2021.html>

医療費の公費支出

被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、性暴力被害に関する医療費への公費支出を実施。

ア 産婦人科医療費
 ・福岡県医師会協力のもと、35産婦人科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの
 ・令和2年度に公費支出の対象を拡大（性感染症の検査及び裂傷の一次的処置費にその治療費を、また、緊急避妊薬の投与を条件としない人工妊娠中絶費用を追加）

イ 精神科医療費
 ・福岡県医師会協力のもと、23精神科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの

○支援実績(件)

	産婦人科医療費	精神科医療費
令和2年度	41	9
令和3年度(10月末)	15	8

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku/kaigi2021.html>

住所等届出制度の運用

第17条子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日（刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行が終わった日）から5年を経過する日以前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名 二 住所又は居所 三 性別 四 生年月日 五 連絡先 六 届出に係る罪名 七 刑期の満了した日

ア 制度周知

- 福岡県から法務省に対し、全国の刑事施設及び保護観察所の施設内におけるポスター掲示や対象者への制度周知を依頼
- 県ホームページにおける制度周知
- 県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した制度周知・関係機関へのチラシ等配付による制度周知
- 届け出られた犯罪は、刑法違反（強制わいせつ、強制わいせつ致傷）、児童福祉法違反、児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反
- 法務省との覚書に基づいて刑事施設への届出内容も照会
- 刑事施設への照会を経て登録を行った上、相談窓口における支援を案内

イ 届出件数

	令和2年度(5月～)	令和3年度(10月末)	計
届出件数	8	6	14

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku/kaigi2021.html>

が、最も相談が多かったのは盗撮、そして強制わいせつで、下のその他や問い合わせは内容が分類されていませんが、盗撮や強制わいせつに関する相談が多いということになっています。

こちらは窓口の面接の受付状況で、令和2年度は48件、令和3年度も恐らく同程度になるというものです。下の表は、いわゆる精神科の医療費を公費支出するというものですが、今のところ利用実績はありません。以上が、施策が始まって2年目の実績です。

3 性被害防止教育・性教育から考える 被害者支援の糸口

最後に、教育に関して懸念されているところを少し抄録して書かせていただきましたけれども、いわゆる性被害防止教育というのは、学校に出向いて、いわゆる一律の集団教育をするわけです。それはポピュレーションアプローチと言って、非常に高い効果が予測されるのですが、一方で、すでに被害を受けておられる児童生徒に関しては二次被害的なものが懸念されるところです。これをどのような仕組みで、少しでも上手な対応に結び付けていけるのかというのがいろいろと頭を悩ませています。

最後のスライドです。授業や集団指導、これは40分なり45分なりで一律に指導するわけですが、その目標を明確に設定する、これはもう福岡県でされていると思います。2つ目は、個々の児童生徒というところがポイントですが、目標に到達したかどうかを把握する。そのためには記名式の評価表を用いる。その評価表は、最近、他の都道府県でもやっつけられているのですが、曖昧な評価表のほうが、言えそうで言えないというか、何か嫌な感じというのが出てくることがあるので、曖昧性を持たせるというのがポイントかなと思っています。

ただ、学校という現場で誰が授業を行い、誰が評価をするのか、福岡県では性暴力対策アドバイザーが行うのですが、この辺りは全国的な視野で見ると非常に問題になるのではないかと思います。最後に、支援につなげるための相談です。そもそも小学校低学年の子どもたちは恐らく相談とは何かというイメージが湧かないのではないかと思います。なので、相談とは何かというところから、どのようにアプローチしていくか、また誰に相談するのかと。必ずしも先生や身近

再犯防止対策(相談窓口)

- ア 相談窓口の開設
- ・名称：福岡県性暴力加害者相談窓口
 - ・開設日：令和2年5月1日
 - ・開設時間：平日9：00-17：00
 - ・支援体制：性暴力加害者対策支援専門員（常勤・精神保健福祉士）1名
性暴力加害者再犯防止カウンセラー（非常勤・臨床心理士）2名
性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・臨床心理士）2名
性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・精神科医）1名

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

再犯防止対策(相談窓口)

ウ 相談受付件数

相談種別	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
強制わいせつ	12	8	20
強制性交等	3	1	4
公然わいせつ	3	3	6
痴漢	4	2	6
盗撮	16	28	44
ストーカー	1	1	2
のぞき	2	2	4
買春	1	0	1
セクハラ	0	1	1
浮気・不倫	2	1	3
問合わせ	22	10	32
その他	12	15	27
計	78	72	150

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

再犯防止対策(相談窓口)

エ 窓口における支援状況

(ア) 面接の受付状況

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
受付件数	48	29	77

(イ) 医療費の公費支出

・福岡県医師会協力のもと、10精神科医療機関が協力医療機関として連携し、性暴力加害者の精神科医療費を公費支出するもの

	令和2年度 (5月～)	令和3年度 (10月末)	計
実施件数	0	0	0

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seibouryoku-kaigi2021.html>

な人がよいわけではないというのは皆さんもご承知のとおりだと思いますが、この辺りは実際に皆さんからいろいろなご意見を聞いてみたいと思います。以上です。終わります。

性被害防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口 i

1. 福岡県は性暴力根絶条例を策定した。
2. 学校における性被害防止教育が開始の途についている。
3. この性被害防止教育は学校のクラス等を対象としたいわゆる“集団指導”であり、対象の児童生徒の中に性被害者が存在することを認めない。
4. この懸念は、従来の“性教育(集団指導)”に関してもあてはまる。
5. この重たい懸念に対してどのように取り組めばよいのか、議論と対応をすすめる必要がある。

性被害防止教育・性教育から考える被害者支援の糸口 ii

1. 授業(集団指導)の目標を明確に設定する
2. 個々の児童生徒が目標に到達したかどうかを把握する
3. そのためには記名式の評価表を用いる
4. 評価表には曖昧性を持たせる
5. 誰が授業を行い、誰が評価をするのか
6. 相談とは何か、誰に相談するのかの情報を提示する